

川本町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成26年10月

川本町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年4月に小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「川本町通学路交通安全プログラム」を策定しました。今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「川本町通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

●川本町教育委員会教育課長

◎川本町総務財政課長

- ・川本町地域整備課長
- ・川本町健康福祉課長
- ・川本警察署交通課長
- ・川本警察署地域課長
- ・島根県県央県土整備事務所維持課長
- ・小学校代表
- ・中学校代表
- ・川本町PTA連合会代表
- ・川本町自治会連合会代表
- ・川本町子どもの安全対策に関わる連絡会代表（自治会連合会代表兼務）
- ・川本町民生児童委員協議会代表
- ・地域安全推進指導員
- ・川本町交通安全母の会代表
- ・邑智郡交通安全協会川本支部代表

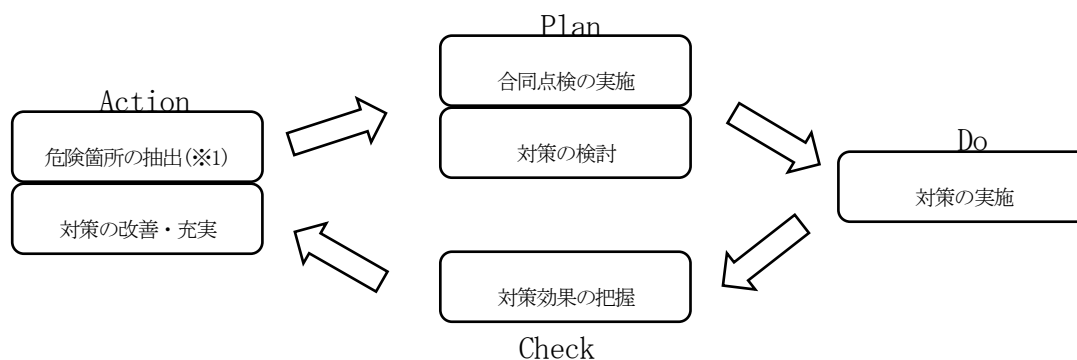
※◎：会長、●：副会長

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。なお、合同点検を実施せずに対策を検討する場合も同様とします。



(2) 危険箇所の抽出

毎年4月に、「川本町通学路安全推進会議」において、小学校・中学校ごとの合同点検箇所を検討します。

(3) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

実施は年に1回とし、小学校については、児童の下校に合わせて合同点検を実施します。また、中学校については、学校関係者と合同点検を実施します。実施時期は、新学期が始まる4月に、小学校、中学校と調整して行います。

効率的・効果的に合同点検を行うため、川本町通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

教育委員会、警察、道路管理者、学校、民生児童委員協議会、交通安全母の会、交通安全対策協議会、交通安全協会川本支部分会、川本町子どもの安全対策に関わる連絡会等が参加する合同点検を行います。

(4) 対策の検討

合同点検等の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに防護柵設置や路面標示のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

対策実施後、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか、学校や児童生徒への聞き取り調査などを実施し、対策実施後の効果について把握します。

(7) 対策の改善・充実

合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 危険箇所に関する情報共有

点検結果や対策内容等については、関係者間で認識を共有するために、別添①通学路の危険箇所対策一覧表、②通学路対策箇所図を作成し、下記資料について公表します。

【公表資料】

別添① 通学路の危険箇所対策一覧表

別添② 通学路対策箇所図

5. その他

合同点検を実施せずに対策を検討する場合についても、上記3.(3)を除いた同様な取組を実施します。